

教員免許更新制のしくみ

令和2年4月 岩手県教育委員会事務局教職員課免許担当

1 目的

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が全国で導入されました。教員免許更新制は、その時々で教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで、教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものです。

2 制度のしくみについて

<教員免許状の有効期間>

教員免許更新制において、教員免許状（普通免許状または特別免許状）は、2種類に分けられます。

○ 新免許状（平成21年4月1日以降（更新制導入後）に初めて授与された教員免許状）

新免許状は、教員免許状自体に有効期間（所要資格を得てから10年後の年度末）が定められ、「**有効期間の満了の日**」として**免許状に有効期間が記載されています。**

○ 旧免許状（平成21年3月31日以前（更新制導入前）に授与された教員免許状）

旧免許状を1枚でも所持する場合、平成21年4月1日以降に新たに教員免許状を取得した場合でも、同じく旧免許状として授与されます（**新免許状と旧免許状を両方持つ、ということはありません。**）。

旧免許状には、教員免許状自体に有効期間は定められませんが、**旧免許状を所持する人に対して、教員免許状を有効な（教員になることができる）状態で所持することができる期間が定められています。**これを「**修了確認期限**」と呼びます。**修了確認期限は、原則として生年月日によって定められています**が（【表1】参照）、例外として、平成21年3月31日までに授与された栄養教諭免許状を所持する場合、生年月日ではなく、当該栄養教諭免許状の授与年月日によって修了確認期限が定められています。（【表2】参照）

栄養教諭免許状（旧免）とそれ以外の旧免許状の両方を所持している場合、栄養教諭免許状の授与年月日にしたがって修了確認期限を確認してください。

【表1】栄養教諭免許状以外の旧免許状所持者（網掛けは受講時期の方）

	生 年 月 日			初回(次回)の修了確認期限	更新講習受講期間
①	S30.4.2~S31.4.1	S40.4.2~S41.4.1	S50.4.2~S51.4.1	R3.3.31 (H33)	H31.2.1~R3.1.31
②	S31.4.2~S32.4.1	S41.4.2~S42.4.1	S51.4.2~S52.4.1	R4.3.31 (H34)	R2.2.1~R4.1.31
③	S32.4.2~S33.4.1	S42.4.2~S43.4.1	S52.4.2~S53.4.1	R5.3.31 (H35)	R3.2.1~R5.1.31
④	S33.4.2~S34.4.1	S43.4.2~S44.4.1	S53.4.2~S54.4.1	R6.3.31 (H36)	R4.2.1~R6.1.31
⑤	S34.4.2~S35.4.1	S44.4.2~S45.4.1	S54.4.2~S55.4.1	R7.3.31 (H37)	R5.2.1~R7.1.31
⑥	S35.4.2~S36.4.1	S45.4.2~S46.4.1	S55.4.2~S56.4.1	R8.3.31 (H38)	R6.2.1~R8.1.31
⑦	S36.4.2~S37.4.1	S46.4.2~S47.4.1	S56.4.2~S57.4.1	R9.3.31 (H39)	R7.2.1~R9.1.31
⑧	S37.4.2~S38.4.1	S47.4.2~S48.4.1	S57.4.2~S58.4.1	R10.3.31 (H40)	R8.2.1~R10.1.31
⑨	S38.4.2~S39.4.1	S48.4.2~S49.4.1	S58.4.2~S59.4.1	R11.3.31 (H41)	R9.2.1~R11.1.31
⑩	S39.4.2~S40.4.1	S49.4.2~S50.4.1	S59.4.2以降	R12.3.31 (H42)	R10.2.1~R12.1.31

【表2】栄養教諭旧免許状所持者

栄養教諭免許状授与年月日	初回(次回)の修了確認期限	免許状更新講習受講期間
H18.3.31以前	R8.3.31 (H38)	R6.2.1~R8.1.31
H18.4.1~H19.3.31	R9.3.31 (H39)	R7.2.1~R9.1.31
H19.4.1~H20.3.31	R10.3.31 (H40)	R8.2.1~R10.1.31
H20.4.1~H21.3.31	R11.3.31 (H41)	R9.2.1~R11.1.31

- ※ 表1、表2ともに、**次回の修了確認期限**は、初回の修了確認期限の翌日から起算して**10年を経過する日**の属する年度の末日です。修了確認期限の付されていない者（昭和30年4月1日以前に生まれた者）は、将来にわたって更新講習を修了することなく教壇に立ち続けることができます（栄養教諭免許状所持者を除きます）。
- ※ 平成21年3月31日までに教諭又は養護教諭の免許の授与を受けたことがあり、平成21年4月以降に栄養教諭免許状を授与された方については、表1に従って修了確認期限が割り振られます。
- ※ **【表1】の生年月日及び【表2】の栄養教諭旧免許状所持者の栄養教諭免許状授与年月日であっても、修了確認期限の延期を経た場合、上記とは異なる「次回の期限」が定められます。**

3 更新手続期間及び更新手続について

○ 新免許状の場合

有効期間の満了の日の2年2か月前から2か月前までの2年間は更新手続期間となります。この2年間の間に、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者である岩手県教育委員会（以下「免許管理者」という。）に対して申請を行うことで、教員免許状を更新する（有効期間を更新する）ことができます。

※更新手続期間よりも前に免許状更新講習を受講することはできません。

※免許状更新講習の受講だけでは更新手続は完了しません。講習を受講した後に発行される履修証明書（修了証明書）を添えて、必ず、免許管理者に対して有効期間の更新申請を行ってください。

→ **（様式第20号）免許状更新講習の修了による有効期間更新申請書**

※免許管理者の手続きが完了し、「有効期間更新証明書」（「次の有効期間の満了の日」が記載されています）が発行されて初めて更新が完了します。

○ 旧免許状の場合

修了確認期限の2年2か月前から2か月前までの2年間は更新手続期間となります。この2年間の間に、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して申請を行うことで、教員免許状を更新する（更新講習修了確認を受ける）ことができます。

※更新手続期間よりも前に免許状更新講習を受講することはできません。

※免許状更新講習の受講だけでは更新手続は完了しません。講習を受講した後に発行される履修証明書（修了証明書）を添えて、必ず、免許管理者に対して更新講習修了確認申請を行ってください。

→ **（様式第23号）更新講習修了確認申請書**

※免許管理者の手続きが完了し、「更新講習修了確認証明書」（「次の修了確認期限」が記載されています。）が発行されて初めて更新が完了します。

また、修了確認期限時点で現職教員として勤務していない場合は、必ずしも前記の期間内に更新手続を行う必要はなく、修了確認期限経過後に更新手続を行うことも可能です。

→ **（様式第24号）教育職員免許法及び教育公務員特例法の一部を改正する法律（平成19年法律第98号）附則第2条第3項第3号の確認申請書（回復申請）**

しかし、その場合も、全体として2年2か月の範囲内で、30時間以上の免許状更新講習を受講・修了し、免許管理者に対して回復申請を行う必要があります。教員として採用される場合は、採用前までに回復申請を行い、免許状を有効な状態にしておかなければ教壇に立つことはできません。

また、回復申請手続が完了した場合、次に定められる修了確認期限は、免許管理者に回復の確認を受けた日の翌日から10年を経過する日の属する年度の末日までとなります。

（例）回復の確認を受けた日 R2.9.15 回復確認後 ⇒ R13.3.31

○ 新免許・旧免許共通

更新手続が完了した場合、次に定められる有効期間は更新前の有効期間の満了の日（修了確認期限）の翌日から10年を経過する日の属する年度の末日までとなります。

（例）更新前の有効期間満了の日（修了確認期限） R3.3.31 更新後 ⇒ R13.3.31

以後、同様に10年ごとに有効期間満了の日（修了確認期限）を迎えます。ただしの有効期間の延長申請（後掲6参照）を行った場合はこの限りではありません。

4 更新講習の受講資格の確認について【新免許・旧免許共通】

現職教員として在職している場合、受講義務が発生します。また、現職教員でない場合であっても、希望すれば更新講習を受講できる者もいます。以下の表を参照し、自身が受講義務者にあたるか、希望すれば更新講習を受講できるか等を確認してください。

受講義務の有無	職種・職名等	更新手続きを行わなかった場合	
		旧免許状所持者	新免許状所持者
更新講習受講義務者	① 主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭含む）、指導教諭、教諭、助教諭、指導養護教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、講師、主幹（指導）保育教諭、保育教諭及び助保育教諭（いずれも指導改善研修中の者を除く）	修了確認期限の経過により失効 <u>（公立学校教員は失職）</u>	有効期間の満了により失効 <u>（公立学校教員は失職）</u>
	② 校長、副校長、教頭		
	③ 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（教育長、教育次長、総括課長等。詳しくは別紙を参照）		
	④ 地方公共団体の職員等で、③に準ずる者として免許管理者が定める者（県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、知事部局等に出向している者等。詳しくは別紙を参照）		
	⑤ 文部科学大臣が別に定める者（文部科学省教科書調査官等）		
更新講習受講可能者（義務者ではないが希望すれば更新講習を受講できる者）	⑥ 実習教諭、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員	修了確認期限を経過しても失効はしない。 ただし、その後教員に任命又は雇用されるためには有効性の回復を行う必要がある。	有効期間の満了により失効
	⑦ 教員採用内定者		
	⑧ 教育職員に任命され、又は雇用されることが見込まれる者		
	⑨ 過去に教員として勤務した経験のある者で、教員となることを希望する者		
	⑩ 認定子ども園、認可保育所又は幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士		

5 新たに教員免許状を授与された場合の有効期間（授与年月日の異なる複数の教員免許状を所持する場合）

新たに教員免許状を授与された場合の有効期間については、旧免許状と新免許状で扱いが異なります。

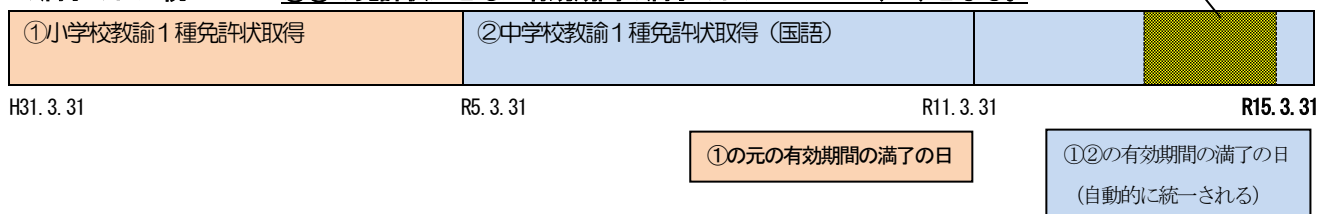
○ **新免許状の場合**

有効期間の満了の日の異なる複数の新免許状を所持する場合、**最も遅い有効期間の満了の日に自動的に統一されます（※1）**ので、所持する教員免許状に記載された有効期間の満了の日のうち、最も遅い日を確認してください。

この場合、免許管理者に対する有効期間の延長申請は不要です。ただし、先に授与された新免許状の有効期間の満了の日が経過する前に、新たに新免許状が授与された場合に限りです。例えば、先に授与された新免許状の有効期間に満了の日が経過した後新たに新免許状が授与された場合、既に有効期間の満了の日を経過した新免許状が再度有効になることはありません。（※2）

※1 最も遅い有効期間の満了の日に自動的に統一される場合の例

①の有効期間内に②の免許状を取得したことにより①の免許が自動延長され②の有効期間の満了の日に統一 → ①②の免許状がともに有効期間の満了の日がR14.3.31(H44)となる。



7 免許状更新講習の受講免除対象者について【新免許・旧免許共通】

更新講習受講義務者のうち、次の者は、更新講習受講期間中（有効期限満了の日（修了確認期限）の2年2か月前から2か月前）に免許管理者に申請を行うと、受講免除の認定を受けることができます。

申請様式【新免許】（様式第 21 号）免許状更新講習免除による有効期間更新申請書、【旧免許】（様式第 26 号）

免許状更新講習免除申請書

ただし、①、②、⑤については、申請の時点で、以下の職等にあることが必要です。

- ① 校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む）、指導教諭、指導養護教諭、主幹保育教諭又は指導保育教諭
- ② 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者（教育長、教育次長、総括課長等。詳細は別表参照）
- ③ 免許状更新講習の講師
- ④ 学校における学習指導、生徒指導等に関し、特に顕著な功績があった者に対する表彰等を受けた者（表彰については、免許管理者が指定します。修了確認期限前の10年間に受けた表彰が対象）
- ⑤ 地方公共団体の職員等で、②に準ずる者として免許管理者が定める者（詳細は別表参照）
- ⑥ 文部科学大臣が別に定める者（文部科学省教科書調査官等、予備講習修了者）

8 更新講習の受講のしかたについて

更新講習は、大学や教育委員会等が文部科学大臣の認定を受けて開設します。

講習の時間は30時間以上で、受講期間の2年間の間に以下全ての内容を受講し、修了認定試験に合格する必要があります。

内容	必要時間数
(必修領域) 全ての受講者が受講する領域	6時間以上
(選択必修領域) 受講者が所有する免許状の種類、勤務する学校の種類又は教育職員としての経験に応じ、選択して受講する領域	6時間以上
(選択領域) 受講者が任意に選択して受講する領域	18時間以上

また、選択領域の受講のしかたについては、新免許と旧免許で取り扱いが異なりますので、以下に留意して受講してください。

新免許状所持者 → 「所有する教員免許状の種類」に応じた講習を受講します。

旧免許状所持者 → 「職」に応じた講習を受講します。

対象職種	講習を受講することで更新可能な教員免許状
教諭	幼稚園・小学校・中学校・高等学校及び特別支援学校教諭免許状向け
養護教諭	養護教諭免許状向け
栄養教諭	栄養教諭免許状向け

<<旧免許状所持者の選択領域の受講のしかた>>

現在就いている職（教諭、養護教諭、栄養教諭）または今後就くことを希望する職（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた講習を受講する必要があります。これは、各免許状にではなく、人に対して修了確認期限が設定されているためです。

単一の職種の免許状を所持している場合は、対応する職種向けの選択領域を18時間以上受講することで選択領域の受講が修了しますが（現在の職：教諭⇒教諭向け 養護教諭⇒養護教諭向け 栄養教諭⇒栄養教諭向け）複数の職種の免許状を所持する場合は以下に留意して受講することで、所持する全ての免許状の選択領域の受講が修了することとなります。

例1 中学校教諭免許状（保健）及び養護教諭免許状を所持する場合で、**養護教諭として中学校に勤務**している場合

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（養護教諭向け）

※上記の受講により更新申請時に中学校教諭免許状（保健）も同時に更新される。

例2 中学校教諭免許状（保健）及び養護教諭免許状を所持する場合で、**教諭**として中学校に勤務している場合

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（ 教諭向け ）

※上記の受講により更新申請時に養護教諭免許状も同時に更新される。

例3 中学校教諭免許状（保健）、養護教諭免許状及び栄養教諭免許状を所持する場合で、**栄養教諭**として小学校に勤務している場合

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（ 栄養教諭向け ）

※上記の受講により更新申請時に中学校教諭免許状（保健）及び養護教諭免許状も同時に更新される。

例4 中学校教諭免許状（保健）と養護教諭免許状及び栄養教諭免許状を所持する場合で、**現在は教員として勤務していない場合**

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（ 限定無し※ ）

※主に用いることとなると考えられる教員免許状に対応した講習が望ましい。

※選択領域の18時間以上の中に、教諭向け、養護教諭向け、栄養教諭向けの講習を混在させて受講することはできません。（例：教諭向け12時間＋養護教諭向け6時間＝18時間のようなケースであれば選択領域を修了したこととみなされません。）

〈〈新免許状所持者の選択領域の受講のしかた〉〉

所有する免許状の種類（教諭、養護教諭、栄養教諭）に応じた講習をそれぞれ受講する必要があります。これは**各免許状に「有効期間満了の日」が設定されている**ためです。

単一の職種の免許状を所持する場合の受講のしかたは、旧免許状の取り扱いと同様ですが、複数の職種の免許状を所持する場合は旧免許状の取り扱いと異なりますので、以下に留意して受講してください。

例1 中学校教諭免許状（保健）及び養護教諭免許状を所持する場合で、**養護教諭として中学校に勤務**している場合

◇パターン1

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（ 養護教諭向け ） 18時間以上（ 教諭向け ）

◇パターン2

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（ 教諭・養護教諭向け ）

例2 中学校教諭免許状（保健）及び養護教諭免許状を所持する場合で、**教諭として中学校に勤務**している場合

◇パターン1

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（教諭向け） 18時間以上（養護教諭向け）

◇パターン2

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（教諭・養護教諭向け）

例3 中学校教諭免許状（保健）、養護教諭免許状及び栄養教諭免許状を所持する場合で、**栄養教諭として小学校に勤務**している場合（または**教員として勤務していない場合も含む**）

※下記のパターン以外にも組み合わせはあります。

◇パターン1

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（教諭向け） 18時間以上（養護教諭向け） 18時間以上（栄養教諭向け）

◇パターン2

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（教諭・養護教諭向け） 18時間以上（栄養教諭向け）

◇パターン3

更新講習の受講のしかた			
領域	必修領域	選択必修領域	選択領域
受講時間数	6時間	6時間	18時間以上（教諭・養護教諭・栄養教諭向け）

※対象職種（免許種）の異なる全ての免許状を更新するためには、それぞれの対象職種（免許種）に対応した選択領域をそれぞれ18時間以上受講する、もしくは、複数の対象職種（免許種）に対応した選択領域を受講する必要があります。

9 免許状が失効した場合について

＜＜旧免許状所持者＞＞

免許状を免許管理者に返納する必要があります。

ただし、大学で取得した単位と学位は引き続き活用できるため、教員免許状授与に必要な所要資格を満たしていれば、更新講習を受講・修了後、免許状の授与と申請をすることで、新たに免許状を取得することができます。失効して新たに免許状を授与された場合は、新免許状所持者となり、修了確認期限によらず、有効期間の満了の日の前2年2か月の間で免許状を更新していくこととなります。

＜＜新免許状所持者＞＞

免許状を免許管理者に返納する必要はありません。

免許状を再授与される場合は旧免許状所持者の取り扱いと同様です。

別表 免許状更新講習の受講免除対象者

※ 更新講習受講期間中に免許管理者に申請が必要です。

1 指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者として免許管理者が定める者

職名等 (県教育委員会の場合)			受講できる	受講義務	受講免除
1	教育長、教育局長、教育次長	※1	○	○	○
2	室長、総括課長、担当課長等	※1	○	○	○
3	教育事務所長、教務課長	※1	○	○	○
4	学校以外の教育機関の長、部長等	※1	○	○	○
5	主任指導主事、指導主事		○	○	○
6	主任経営指導主事、経営指導主事	※1	○	○	○
7	主任社会教育主事、社会教育主事		○	○	○
8	社会教育主事補		○	×	×
9	学芸員及び学芸調査員		○	×	×
10	文化財専門員及び文化財調査員		○	×	×
11	主任研修指導主事、研修指導主事	※1	○	○	○
12	その他行政職 (技術職員を含む)	※2	×	×	×
13	その他技能労務職		×	×	×

※1 更新講習受講義務が課され、更新講習受講免除の対象となる者は、岩手県内の公立学校に教育職員 (校長、副校長、教頭を含む。) として採用された者に限ること

※2 岩手県内の公立学校の教育職員として採用された者であって、行政職給料表4級以上の職にある者等は、受講できる者、受講義務者及び受講免除者とする

2 地方公共団体の職員等で、指導主事等に準ずる者として免許管理者が定める者

職名等			受講できる	受講義務	受講免除
1	国の職員	※1	○	×	×
2	岩手県の知事部局等の職員	※1	○	○	○
		※5			
3	国立大学法人の役員又は職員	※1	○	○	○
		※2			
		※3			
4	大学共同利用機関法人の役員又は職員	※1	○	×	×
5	公立大学法人の役員又は職員	※1	○	×	×
6	独立行政法人の役員又は職員	※1	○	×	×
7	学校法人の理事	※3	○	○	○
8	社会福祉法人の理事	※4	○	○	○

※1 岩手県内の公立学校の教育職員として採用された者に限り、受講できる者、受講義務者となること

※2 更新講習受講免除の対象となるのは、過去に指導主事等免除対象職の経験がある場合に限ること

※3 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、義務教育学校、中等教育学校又は特別支援学校を設置する法人に限ること

※4 幼保連携型認定こども園を設置する法人に限ること

※5 文化スポーツ部に配置される、(主任、主査、上席、首席) スポーツ振興専門員は指導主事等と同等の職とみなす

注1 「受講できる」とは、更新講習を受講できる者であるか否か、「受講義務」とは、更新講習を受講しなかった場合に免許状が失効する者であるか否か、「受講免除」とは、更新講習受講免除の対象となる職であるか否かを示す

注2 それぞれ、「○」の場合は該当、「×」の場合は非該当であること